

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から48年3月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

私は、昭和50年ごろ、父親に勧められて国民年金に加入した際、市役所の職員から、「今なら過去の未納分の保険料を納付することができる。」と聞き、夫婦二人分の国民年金保険料を一括で15万円程度、納付したことを記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間以降、30年以上にわたり国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も未納期間を生じさせることなく、適正に行っており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする時期は、特例納付が実施されていた時期である上、納付したとする金額についても、夫婦二人分の国民年金保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、「国民年金に加入した際、市役所の職員から、今なら過去の未納分の国民年金保険料を納付することができる」と聞き、夫婦二人分の国民年金保険料を一括で15万円程度、納付した。」と述べるなど、申立内容は詳細かつ具体的であり、不自然さは見られない。

2 一方、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、当該特例納付が実施されていた時期は、48年3月分までの保険料が納付対象とされていたことから、特例納付することができない上、申立人が国民年金に加入した50年12月の時点では、当該期間は、

時効により国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から48年3月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日、資格喪失日を36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から36年4月1日まで

私は昭和28年4月から43年1月までの間、A社の各工場及び関連事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間は、A社C工場から同社D工場へ異動となり、再び同社C工場へ戻るまでの9か月間である。また、申立期間途中に行われた同社創立25周年記念の表彰状をもらっているため、申立期間中も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社D工場の元工場長（元事業主）及び元同僚の供述内容、申立人が保管する同社発行の表彰状などから、申立人が同社の各工場及び関連事業所に継続して勤務（昭和35年7月1日から36年4月1日までは、同社D工場に勤務）していたことが認められる。

また、申立人及び元工場長は、当該事業所の本社から給与を支給されていたと供述していることから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直前の昭和35年6月

の社会保険庁の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社のD工場及びC工場はそれぞれ、昭和44年3月26日、平成14年7月30日に適用事業所ではなくなっている上、現存するB社では、申立事業所に係る関係資料は保存しておらず、また、A社本社における申立期間当時の報酬決定通知書の中には申立人の氏名は無いとしているものの、社会保険事務所が保管する同社の関連事業所7か所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、同資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年7月から36年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 鹿児島国民年金 事案 587

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に私の夫の両親の介護のため申立期間に係る町に転居するとともに、地区の婦人会に加入して、国民年金保険料を納付していた。当該町に転居した直後の昭和 57 年度の国民年金保険料は、納付済みとされているのに、58 年度及び 59 年度の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

町の保管する国民年金被保険者名簿の備考欄に、「任意喪失申出 58. 4. 18」の記載及び申立人名の押印が確認できるとともに、当該押印の横に「取消 60. 5. 18 任意加入」の記載が確認できる上、同名簿の資格得喪欄には、「喪失年月日 58. 4. 18」、「取得年月日 60. 4. 1」と記載されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと推認される。

また、申立人が所持する国民年金手帳の「国民年金の記録」欄にも「被保険者でなくなった日 昭和 58 年 4 月 18 日」「被保険者となった日 昭和 60 年 4 月 1 日」と記載されており、一連の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで

申立期間については、私の夫の同僚の妻に勧められ、国民年金に加入し、集落の集金人に国民年金保険料を納付していたことを記憶している。申立期間の国民年金保険料は納付したはずであるのに、未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 4 月に払い出され、申立人は、同年 4 月 22 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、その時点では、申立期間は、さかのぼって国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の供述も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から49年6月まで  
申立期間については、会社を辞めた後、国民年金に加入し、洋裁の手間賃が入った時に国民年金保険料を毎月、納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年7月15日に払い出されていることが確認できるが、以後、申立人が61年4月に国民年金の3号被保険者となるまで、国民年金保険料を納付した事実が確認できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の社会保険庁の特殊台帳には、「不在 45.6」の記載が確認できることから、申立期間当時、申立人が当該住所地に不在であったと推認される上、戸籍では、申立人が、昭和51年5月に入籍しているものの、61年4月になるまで改姓等の届出を行っていないことが確認でき、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 10 月 10 日まで  
申立期間に係る事業所については、昭和 15 年か 16 年ごろから勤務していたが、20 年 8 月に空襲が日々激しくなったため、当該事業所から、会社の寮には帰らず、そのまま実家に帰った。その後、同年 12 月に会社の寮に行ってみたところ、自分の荷物は無かった。  
当時、終戦前後であり、脱退手当金のことは知らず、脱退手当金を受給するはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 21 年 3 月 26 日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和 21 年 3 月当時は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人には、申立期間当時の状況を聴取することができない上、申立人の夫から聴取しても、申立人が受給した記憶が無いとしていたというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から 9 年 3 月 28 日まで

私が事業主であったA社では、申立期間当時、70 万円程度の社会保険料を滞納していたところ、平成 9 年 2 月ごろ、私と社会保険事務所が協議し、申立事業所の滞納保険料について、同社の従業員(役員)であった私の妻の払込保険料を充当することとなり、私は、被保険者資格喪失届に妻のみの氏名を記入し、会社の印鑑等を押して、私の妻のみ厚生年金保険の加入記録を遡及して喪失させた。

しかし、私が平成 21 年 4 月になって確認したところ、私の妻ではなく、私の申立期間における加入記録が遡及して喪失されていることが分かった。

申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立事業所における申立人の資格喪失日が、当初、平成 9 年 3 月 28 日と記録されていたところ、同年 4 月 24 日付けで、さかのぼって 7 年 5 月 1 日へ訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間を含む平成 2 年 5 月 2 日から現在まで、申立事業所の代表取締役となっていることが確認できる。

また、申立人は平成 9 年 2 月ごろ、申立事業所が滞納した社会保険料に充当するために、その妻の資格喪失日を遡及して喪失させたとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、妻の当該事業所における被保険者資格は、8 年 4 月 1 日喪失の記録が同年 4 月 30 日付けで処理されていることが確認できるのみで、被保険者資格及び標準報酬月額がさかのぼって取り消されたり、訂正されたりした形跡は無い。

さらに、社会保険庁の債権記録リストでは、申立事業所における平成5年10月、同年11月及び6年6月から7年7月までの計16か月分の社会保険料に係る延滞金並びに同年8月から8年1月までの6か月分の社会保険料が納付されないまま、11年9月28日付けで時効により不納欠損処理されていることが確認できることなどを踏まえると、当該事業所では上記の申立人自身の資格喪失処理が行われた当時、社会保険事務所から滞納していた保険料等の納付を強く要請されていたものと推認されるところ、申立人は社会保険事務所と協議したと供述していることから、社会保険事務所が申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該事業所の代表取締役として、自らの被保険者資格に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月ごろから 43 年 12 月ごろまで

私は申立期間中、A社の店舗で事務員として勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、申立事業所に勤めていた友人の紹介で入社し、申立期間以前に勤めていた会社からもらった年金手帳を申立事業所に渡したことを記憶しており、正社員として採用されたのは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所は、昭和 53 年 10 月 26 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、その後継事業所は、申立期間当時の関係資料を保存しておらず、当時を知る者もいないため、申立人の勤務実態はもとより、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしている。

また、元同僚は「申立事業所では申立期間当時、幹部以外の従業員は正社員であってもほとんど社会保険に加入させられておらず、また、私自身も、入社後 2、3 年経って幹部となってから加入させられた。」と供述している上、複数の元同僚に聴取しても、申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明である。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後に申立人の氏名は無く、整理番号の

欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。